

無料・格安なバスツアー 高額商品の販売勧誘に注意！

〈相談事例1〉

格安なバスツアーの当選ハガキが届き、友人を誘って参加した。旅行先で立ち寄ったお店の店員に22万円のネックレスを購入するよう強く勧誘され、仕方なく契約書にサインしてローン組んでしまった。クーリング・オフできるだろうか。

(60歳代 女性)

〈相談事例2〉

大手通販サイトの旅行会社から招待状が届き、バスツアーが無料だということで参加した。途中で立ち寄ったジュエリーショップの店員に25万円のネックレスを勧められ購入したが、クーリング・オフしたい。

(60歳代 女性)

〈アドバイス〉

🚌 懸賞等で当選し、無料または格安のバス旅行に参加したところ、途中で立ち寄った施設で高額なネックレスや布団類等を勧められたという相談が寄せられています。



🚌 その場の雰囲気にもまれたり、旅という非日常の中で気分が高揚したりしてつい購入してしまうケースがみられます。強引に勧められても、冷静になり、本当に必要なものをよく考えましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。

🚌 要件を満たせばクーリング・オフ等ができる場合もあります。

困ったときは消費生活センターへご相談を ☎

消費者ホットライン(局番なし) ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。) ※通話料はすべて有料です

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999

重要なお知らせ

令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口
消費生活相談員(職員)は常駐していません。

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。

ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



まもりん



みもりん